

25 振ライ第6号  
雇児母発0319第1号  
平成26年3月19日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
都 道 府 県 知 事  
政 令 市 市 長  
特 別 区 区 長  
各 関 係 団 体 の 長  
殿

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

(印影印刷)

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」  
の遵守について

平成23年4月1日に施行した、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）については、別添の通知（注）により関係機関における周知及び必要な体制整備等をお願いしてきたところです。

今般、本指針に定めた手続を経ずに、研究目的によるヒト受精胚の作成・利用が行われていた事例が判明しました。

本指針は、生殖補助医療の向上に資する研究のうちヒト受精胚の作成を行うものを対象としており、研究計画の開始及びその変更に当たっては、当該研究計画の本指針との適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受ける必要があります。

つきましては、ヒト受精胚の作成・利用を行う生殖補助医療研究に携わる者に、本指針が遵守されるよう、貴機関又は貴団体の関係者及び関係機関に対して、周知徹底をお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課  
生命倫理・安全対策室

住所：〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-6734-4108

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

住所：〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-3595-2544

(注)「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」は平成 25 年 4 月 1 日に一部改正されましたので、本通知には一部改正後の指針を添付しております。